

2016年8月16日

「神奈川県立津久井やまゆり園」における殺傷事件について（声明）

全国精神保健福祉相談員会
会長 金田一正史

去る7月26日未明の神奈川県相模原市内の障害者入所施設「神奈川県立津久井やまゆり園」における凄惨な事件において、尊い命を奪われた19名の方々とご遺族に心より哀悼の意を表します。また、負傷された27名の方々とご家族にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。辛くも被害を逃れられた入所者及び職員、ご家族、そしてすべての関係者のみなさまの精神的ショックも計り知れないことと存じます。十分なケア、手厚い支援が提供され、平穏無事な日々を早く取り戻せることを切に願っております。

我が国の犯罪史上類を見ない本事件は、障害者や家族及び関係者のみならず、社会全体を、さらには世界をも震撼させました。2014年に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准し、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」ことを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が今年4月に施行されたなかで、障害者を対象とした凶悪な犯罪が行われたことに、自治体における精神保健福祉業務の従事者の任意団体として憤りを覚えると同時に、強い衝撃を受けております。

一連の報道によれば、容疑者は元同施設の常勤職員であり、事件5ヶ月前に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下、「精神保健福祉法」）に基づく精神科医療機関での「措置入院」歴（13日間）があり、加えて、大麻使用歴（尿検査で陽性反応）が認められ、他の違法ドラッグの使用歴も示唆される報道がなされています。一方、措置入院に至る契機となった衆議院議長に宛てた手紙の内容等から、犯行は、障害者への偏見差別と優生思想を想起させるかのような歪んだ考えと極度に偏った価値観に基づくヘイトクライム（憎悪犯罪）であり、その計画性及び準備性、犯行後の言動などから、責任能力を有するとも論じられてもおります。

本事件のこのような多面性について、具体的な事実の確認や検証の裏付けが提示されぬまま、断片的に論じられていることにより、事件の被害者、家族、関係者はもとより、我が国の多くの障害者や家族はさらに傷つき、関係者も含め不安に苛まれています。

さらに、事件を未然に防ぐことができなかった原因が、措置入院の期間や措置入院の解除に関する判断及び退院後の対応にあるかのような論調が先行し、事件の翌7月27日には、一部において、措置入院制度のあり方と経緯の徹底的検証をすべきとの報道がなされ、28日には、安倍首相が関係閣僚会議において再発防止対策を指示するなかで、措置入院後のフォローアップ等の必要な対策の早急な検討に言及し、厚生労働省が措置入院のあり方を見直す有識者会議の設置の調整に入ることが報道されました。8月8日には塩崎厚生労働大臣が、有識者や関係府省庁で構成す

る「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」（以下、「検討チーム」）の設置を公表、10日に第1回目の会合が非公開で開催されました。

本事件のような犯罪が二度と繰り返されることのないよう、対策を講じなければならないことは言うまでもありません。しかしながら、十分な検証がなされないままに事件の要因を措置入院制度や精神保健福祉領域にのみに矮小化し、拙速に議論するようでは、事件の実像を歪め、本来的な解決への取組みを遠ざけてしまうと同時に、精神障害者への偏見差別を助長するばかりか、我が国における「共生社会」の醸成を破壊しかねません。

「検討チーム」においては、個別事案として本事件の検証をあらゆる観点から行った上で、措置入院制度及びその運用のあり方については、精神保健福祉法第1条に規定する目的（「精神障害者の医療及び保護を行い、（中略）その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。」）に立脚した検討を行うとともに、配慮が必要な個人情報以外の情報を公開すること、併せて、すべての関係省庁等における制度や対応に関する検証・検討も行われることを強く要望します。

当会としては、今後の国の動向を注視するとともに、自治体における精神保健福祉関係業務の現場において、今回の事件と真摯に向きあいながら、引続き精神障害をお持ちの方及びそのご家族の支援、そして都道府県民・市民の精神保健の向上に寄与してまいりたいと思います。

全国精神保健福祉相談員会

当会は、全国の都道府県及び市区町村において、精神保健福祉相談をはじめ、精神保健福祉関係業務に従事している職員からなる任意団体です。会員は、精神保健福祉法に基づく任用資格である「精神保健福祉相談員」に限らず、精神保健福祉士や社会福祉士、心理職、保健師、看護師、事務職など、職種・職名も多岐にわたり、その所属も、保健所、精神保健福祉センター、市町村精神保健福祉担当部局、都道府県・政令市の精神保健福祉主管課、自治体病院、児童相談所など様々です。1982(昭和57)年7月に発足、以来、精神保健福祉相談員等、精神保健福祉業務の専任従事者の専門性の向上を図り、精神保健福祉業務の専任従事者を自治体等に配置していくことを目指すとともに、我が国の精神保健福祉の発展に寄与すべく活動をしてまいりました。

[事務局]

〒273-0005 千葉県船橋市本町 4-44-25-507

e-mail zenseisoukaiin@kf6.so-net.ne.jp

公式ホームページ <http://www.zenseisou.com/>